

## 単位互換制度による履修について

### 1. 単位互換制度とは

大阪学院大学短期大学部および大阪成蹊短期大学で開講の授業科目を履修することができる制度です。

### 2. 履修できる科目

大阪学院大学短期大学部および大阪成蹊短期大学で開講の単位互換科目（教務課で配付する「2020年度 単位互換科目一覧」を参照）を1年間に3科目まで登録制限単位数外で履修できます。ただし、各短期大学の許可（選考）を受けなければ履修できません。

### 3. 修得した単位互換科目の単位認定

修得した単位互換科目は、大学の教授会の議を経て単位認定されます。なお、単位互換科目の評価は、次学期のオリエンテーション時に配付する成績表で確認してください。

### 4. 単位互換科目の履修対象

大阪学院大学に在学する1年次生のみが履修対象です。2年次生以上は、来年度の前期に申し込んでください。但し、次年度5年次生以上で前期末卒業予定者は最終学期とみなし履修できません。

### 5. 費用

履修申請に係る費用は徴収しません。ただし、教科書代等は個人負担になります。

### 6. 履修手続

履修を希望する者は、教務課にて「単位互換科目履修申請書」・「単位互換履修生出願票(1科目につき1枚)」に必要事項を記入し、提出してください。

**出願期間：2020年9月17日（木）～9月28日（月）午後3時**

### 7. 履修許可（選考結果）の発表

#### (1) 大阪学院大学短期大学部

出願書類により選考（受講定員を超過する場合はさらに抽選により選出）され、履修を許可された者を2020年9月30日（水）に掲示板で発表します。

#### (2) 大阪成蹊短期大学

選考結果通知があり次第、大学の掲示板上で発表します。ただし、2・3年次生で前期に申し込み手続きをし、後期科目の履修を許可されたものについては、後期オリエンテーションに大学の掲示板上で発表します。

### 8. 単位互換履修生証

履修が許可された者には「単位互換履修生証」が配付されます。単位互換履修生証は、学生証とともに常に携帯し、必要な場合は提示してください。また、定期試験時においても、学生証と同様、履修生証を携帯していなければ試験を受験できません。試験時に履修生証を忘れた場合は各短期大学の教務課へ問い合わせてください。

### 9. 単位互換科目の授業、試験等

授業および補講は、各短期大学で定められた期間に受講してください。また、試験についても各短期大学で定められた日時に受験してください。なお、学部の試験と日程が重なった場合は教務課に申し出てください。

### 10. 連絡事項等

休講や授業等の連絡事項については、各短期大学の掲示板等で確認してください。